

# 千田小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

この小千谷市立千田小学校のいじめ防止基本方針(以下基本方針)は、国のいじめ防止対策推進法(平成25年法律17号。以下「法」という)第13条の規定に基づき、本校におけるいじめ防止のための対策を一層推進するために策定するものである。

なお、新潟県いじめ等の対策に関する条例(以下「県条例」という。)では、「いじめ類似行為」(後述)についても防止等の対策を推進するものとされていることから、本方針におけるいじめの防止等の対策と認知及びその後の対応については、「いじめ類似行為」に関しても同様に取り扱うものとする。

## 1 いじめ防止等の基本的な方向

### (1) いじめ及びいじめ類似行為の定義

#### 【いじめの定義】

いじめとは、児童に対して、その児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット上で行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。(法・第2条)

児童同士のトラブルの中で、一方の児童側からいじめを受けたと認識されることもある。児童の言動や活動の背景にある事情の調査・確認を丁寧に行いながら、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

#### 【いじめ類似行為の定義】

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

### (2) いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめはどの子にも、どの学級にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめをしない、許さない」ことへの理解を促していくとともに、命を大切にす意識の醸成を図っていくことが必要である。「学びや成長を実感し、誰もが認め合える日常生活～いじめの起きづらい学校風土をつくる～」 「いじめに関する確実な実態把握による早期発見」「即時対応と確実な事実把握」を三本柱に、いじめの防止並びに起きた場合の解消に向け、計画的・継続的に組織で取り組む。

また、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいく。

### (3) いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめ防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱とし計画的かつ迅速に行う。
- ② いじめ防止等に関する年間計画(生徒指導・月計画)を作成する。
- ③ 児童アンケート、保護者アンケート、面談を通して、学校の実態を把握し、取組の見直しを定期的に行う。(PDCA サイクル)
- ④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

### (4) いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

#### ① 設置の目的

法の第22条を受け、本校にはいじめの防止等に関する配置を実効的に行うため「いじめ・不登校対策委員会」(以下「組織」という)を設置する。

## ② 構成員

校長・教頭・教務主任・生活指導主任・養護教諭・該当学級担任（・特別支援コーディネーター）  
千田中学校区スクールカウンセラー

## ③ 役割内容

- ア いじめの未然防止のために、いじめが起きにくい環境・いじめを許さない環境をつくる役割
- イ 学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ウ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- エ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- オ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめ等の情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

## (5) 地域・保護者との連携

### ① 地域・保護者への意識啓発と情報発信（基本方針の周知）

- ア 学校ホームページへの基本方針の掲載、PTA 総会等での基本方針の説明。
- イ 学習参観時の道徳授業公開
- ウ いじめ見逃しゼロスクール集会の公開

### ② 地域の活動によるいじめの未然防止

- ア 地域学習の場や幼稚園・福祉施設との連携活動の場などで人にかかわる活動を充実させる。
- イ 町内や地域や活動への積極的な参加を奨励する。

### ③ 地域サポートチームの取組（町内会・後援会を中心として）

### ④ いじめ見逃しゼロスクール集会の開催

## (6) 関係機関等との連携

### ① 行政機関との連携

いじめの疑いに係る情報があった時には、いじめの認知を市教育委員会に報告するとともに、指導の方向性、保護者や外部機関との連携、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用等について相談する。また、警察、児童相談所、民生児童委員、保護司等との連携を図る。

### ② 幼保小中との連携

中学校区の小中学校や千田小と関わる幼稚園、保育園と児童の情報を共有し、連携を強化する。

## 2 いじめ防止等のための取組 年間計画は「生徒指導年間計画」（教育計画）とする。

### (1) いじめの未然防止

#### ○ 学びや成長を実感し、誰もが認め合える日常生活

～いじめが起きにくい環境・いじめを許さない環境～

次の全教育活動に関して、児童に着実に理解させたり、身に付けさせたりする。

- ① 学習指導の充実 「楽しく・わかる・できる」授業づくりの取組
- ② 道徳教育の充実（教育計画「道徳教育の全体計画」）
- ③ 人権教育、同和教育の充実（教育計画「人権教育、同和教育全体計画」）
- ④ 社会性の育成

ア 縦割り活動を生かした特別活動・学校行事等の充実（教育計画「特別活動指導の重点」）

イ 基礎的なソーシャルスキルを身に付けさせる機会の充実

#### ⑤ 生徒指導の充実（教育計画「生徒指導年間計画、生徒指導全体計画」）

職員間の連携・情報交換、職員研修による児童理解力の向上

#### ⑥ 小1プロブレム、中1ギャップ解消の取組

ア 小中連携して行う「いじめ見逃しゼロスクール集会」の開催

イ 中学校体験入学、中学校出前授業、小小交流会の実施

ウ 幼保小での情報交換会の実施

### ⑦児童によるいじめ防止への取組

- ア 児童によるいじめ見逃しゼロスクール集会（絆集会）の開催（年2回）
- イ 児童によるあいさつ運動や学校問題への取組

#### 「いじめ根絶子ども宣言文」

- \* 私たちは、人のつらさがわかる人になります。
  - \* 声をかけ合い、仲間はずしをなくします。
  - \* いじめを見つけたら、勇気を出して止めます。
  - \* いじめを見のがさない学校をつくるために、みんなで助け合い、協力します。
  - \* 私たちは、相手の気持ちを思いやり、千田小学校のみんなでいじめをなくすことを宣言します。
- ひまわり児童会

### ⑧インターネットを通じて行われるいじめへの対策

児童が、インターネット等を適切に活用する能力を習得することができるよう、情報モラル教育及び普及啓発に関する施策の推進に努める。

- ・児童・保護者を対象とした SNS 講演会等の実施
- ・ネットに係るトラブル未然防止のための授業実践

## (2) いじめの早期発見のための取組

- 下記内容を確実にを行い、いじめに関する情報を的確に実態把握する。
  - ① 日常の児童の観察（健康観察・休憩時の見守り）
  - ② 定期的ないじめ調査アンケートの実施（学期1回）
  - ③ 教育相談の充実（年2回：児童面談＝全校児童）
    - （年3回：「絆アンケート」後＝該当児童対象）
    - （年3回：長期休業明け「心と体のアンケート」後＝該当児童対象）
    - （年2回：1学期末、2学期末「千田っ子アンケート」後＝該当児童対象）
    - （年2回：保護者との個別面談の実施、年1回：家庭確認）
    - （年8回：スクールカウンセラーと希望者との相談）
  - ④ Q-U調査の活用（年2回）
  - ⑤ 情報交換会（週1回）の充実…日常生活の見とりによる情報交換（職員終会時：全職員）
  - ⑥ 児童及び保護者等からの情報の確実な受け止め
  - ⑦ ネット社会での児童の様子との把握と注視
  - ⑧ いじめに関わる情報の集約と保存
    - ア いじめに関するアンケートやいじめ対応の記録等は鍵付書棚に入れて、5年間保存する。
    - イ 情報は児童の進級、進学、転学の際に適切に引き継いだり、情報提供したりする。

## (3) いじめへの即時対応の取組

いじめの発見・通報・相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込むことなく速やかに校内いじめ対策組織に報告し、その組織を中核として学校全体で情報の共有と組織的な対応を即時に行い、被害児童を徹底して守り通す。加害児童に対しては、毅然とした態度で指導するとともに、当該児童が抱えている問題とその心に寄り添いながらいじめの非に気付かせ、謝罪の気持ちをもてるようにする。

<方策>

- ① 市教委への連絡
- ② 組織を活用した状況調査
- ③ いじめを受けた児童の保護
- ④ いじめを行った児童への指導
- ⑤ いじめを受けた児童の保護者への対応
- ⑥ いじめを行った児童の保護者への対応
- ⑦ その他の児童に対する対応

## (4) いじめへの対処

- ・いじめを受けた児童及びいじめの疑いを知らせてきた児童生徒を徹底して守り通す。いじめを行った児童に対しては、毅然とした態度で指導するとともに、保護者の協力を得て、当該児童が抱えている問題とその心に寄り添いながら、いじめの非に気付かせる。

- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはせず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを慎重に見極める。

<要件>

- ア いじめに係る行為が止んでいること（行為が止んでいる期間は少なくとも3か月を目安とする。）
- イ 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

- ・これらの要件が満たされていても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。さらに、解消の状態に至った場合でも、いじめを再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめを受けた児童、いじめを行った児童については、日常的注意深く観察する。

### 3 重大事態への対応

#### (1) 重大事態とは

学校又は学校設置者（教育委員会）に「調査委員会」を設置する重大事態とは、  
ア「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」  
・自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合  
・金品等に重大な被害を被った場合  
・精神性の疾患を発症した場合等 児童の状況を着目して判断する。  
イ「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」  
（年間30日が目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に着手。）  
ウ「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」  
重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

#### (2) 重大事態発生時の対応

市教委にいじめ事案を報告し、上記ケースに当てはまると認定された場合は、公平中立な調査組織を事案の程度によって学校又は市教委に設置し、該当いじめに関する調査を行う。

\* 基本方針は今後、随時見直し、改善し、よりよいものにしていく。

平成26年3月3日 作成  
平成31年4月1日 改正  
令和2年3月19日 改正  
令和3年3月31日 改正  
令和4年3月31日 改正  
令和5年3月31日 改正  
令和6年3月31日 改正  
令和7年3月31日 改正  
令和8年3月31日 改正